

福岡県暴力団排除条例が 改正されました。

県が暴力団離脱者の社会復帰対策を進めることを明記 (第12条の2関係)

県が、暴力団離脱者を雇用する事業者や暴力団離脱者に対し、関係機関等と連携を図りながら、雇用や就労の支援等を行うこととされました。

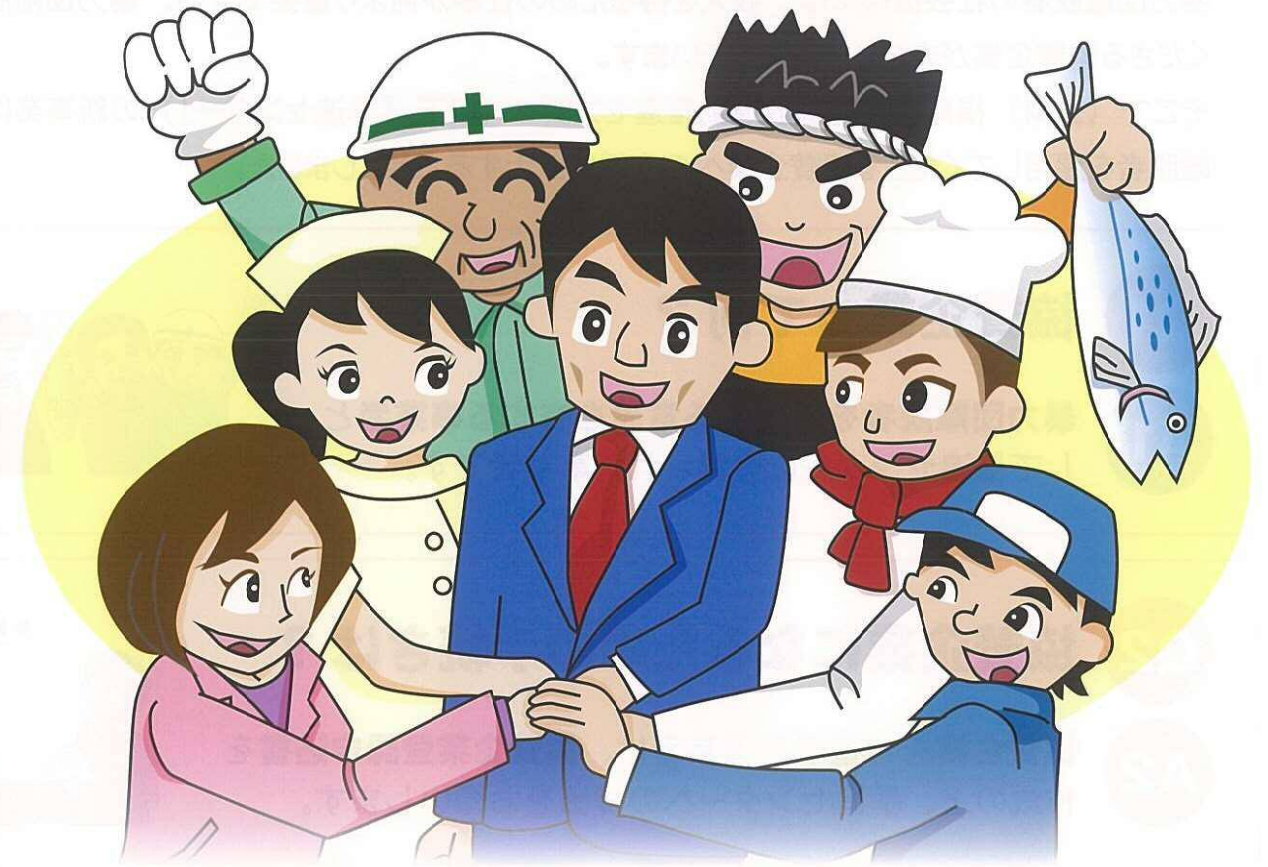
自ら進んで暴力団との関係を申告した県民や事業者に対して 勧告を行わないことを規定 (第22条・第23条関係)

公安委員会は、県民や事業者が禁止行為^{*}を行ったことについて自ら進んで申告し、再び禁止行為を行わないことを誓約した場合は、勧告(行為の是正を求めること)を行わないこととされました。ただし!虚偽の申告又は再び禁止行為を行った場合は公表されます。

※ 禁止行為

- 暴力団の活動又は運営に協力する目的での利益供与
- 暴力団員に自己の名義を利用させること
- 暴力団事務所として使用されることを知っての不動産譲渡等に係る契約若しくは契約の代理又は媒介

協賛企業に加わって 社会復帰対策の輪を広げましょう。



暴力団離脱者が社会復帰するための 就労支援にご協力ください。

暴力団離脱者を雇用した協賛企業に給付金等をお支払いする新事業が始まります。【平成28年4月1日から開始】

協賛企業って何? 詳しいことは、こちらのQ&Aへ



福岡県警察
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター



暴力団に関する 相談窓口

【福岡県警察本部】

○暴力追放ダイヤル・みかじめ通報ダイヤル(警察本部)
TEL/FAX 092-622-0704

○暴力追放ダイヤル(北九州市警察部)
TEL/FAX 093-582-8930

【(公財)福岡県暴力追放運動推進センター】

TEL 092-651-8938
FAX 092-651-8988

暴力団との
関係を断ちたい

暴力団から
被害を受けた

暴力団から
抜け出したい

一人では悩まず、警察、暴力
追放運動推進センターに
相談してください。



社会貢献のため、暴力団離脱者を雇用可能な協賛企業を募集しています。

社会全体の暴力団排除機運の高まりや警察の取締りなどにより、暴力団離脱者は増加しています。暴力団員の離脱を一層進めていくためには、暴力団離脱者が生活基盤を確立し、真に社会復帰して再び暴力団に戻らないようにする必要があります。暴力団離脱者の社会復帰には、収入を得るための仕事は何より重要ですが、暴力団離脱者を雇用してくださる協賛企業がまだまだ不足しています。そこで（公財）福岡県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」）の新事業により、暴力団離脱者を雇用してくださる協賛企業への支援を拡大することとしました。

Q1 協賛企業って何？

A1 暴力団離脱者を雇用する意思を有する事業者として暴追センターに登録された事業者です。



Q2 協賛企業になるための手続きは？

A2 協賛企業を希望する事業者は、協賛企業登録申込書を作成の上、暴追センターへの提出をお願いします。



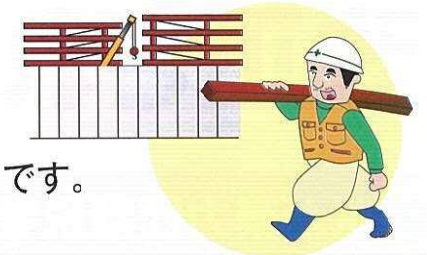
Q3 新事業の内容は？

A3 新事業は2つあります。一つ目は、**雇用給付金**です。この給付金とは、暴力団離脱者を雇用した協賛企業に対して、
①雇用開始から6か月間は、月額最大8万円
②雇用開始から6か月経過後は、3か月ごとに最大12万円を2回の1年間最大72万円をお支払いするものです。
二つ目は、**身元保証制度**です。この身元保証制度とは、協賛企業が暴力団離脱者により被った損害等のうち、一定の要件を満たすものについて、**雇用から1年間、最大200万円まで**（損害等の内容に応じて1回につき50万円又は100万円が上限、回数制限なし）の見舞金をお支払いするものです。



Q4 暴力団離脱者を雇用すれば雇用給付金の対象となるの？

A4 雇用給付金の対象となる主な要件は以下のとおりです。
○暴追センターの協賛企業であること
○警察や暴追センターに離脱支援、就労支援を申し出た離脱者を雇用したこと
○次のいずれかに該当する離脱者を雇用したこと
・県内に拠点となる事務所を有する暴力団からの離脱者
・県内に住居を有する離脱者
・相談時に県内に住居を有していた離脱者
○離脱者が就労支援を申し出た日から3か月以内に雇用したこと など



Q5 どのような損害が身元保証制度の対象になるの？

A5 業務上の損害のほか、以下のような経費で雇用主が立て替えたもののうち、暴力団離脱者から未回収のものについて見舞金をお支払いします。

①業務上の損害(雇用主の監督責任による部分を除く)

②賃貸住宅の敷金・礼金等

③住宅退去時の現状回復費用

④貸与した携帯電話代(通常雇用主が負担する部分を除く)

⑤資格・免許等の取得に要した費用

⑥緊急時の医療費等(労災に該当するものを除く)

⑦財産犯罪による直接の損害(警察への被害届が必要)



Q6 協賛企業に関する問い合わせ先は？

A6 (公財) 福岡県暴力追放運動推進センター……………☎ 092-651-8938
福岡県警察本部 (協賛企業募集ダイヤル)……………☎ 092-622-0704